

議案第146号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	区域	名称	区域
[略]		[略]	
岩槻区	大字相野原、愛宕町、大字飯塚、大字岩槻、大字上野、上野1丁目から上野6丁目まで、大字浮谷、大字裏慈恩寺、大字大口、大字太田、太田1丁目から太田3丁目まで、大字大戸、大字大野島、大字大森、大字大谷、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字表慈恩寺、大字釣上、大字釣上新田、大字加倉、加倉1丁目から加倉5丁目まで、大字掛、大字柏崎、大字金重、大字鹿室、上里1丁目及び上里2丁目、大字黒谷、大字古ヶ場、古ヶ場1丁目及び古ヶ場2丁目、大字小溝、大字笹久保、大字笹久保新田、大字慈恩寺、城南1丁目から城南5丁目まで、城町1丁目及び城町2丁目、大字真福寺、大字末田、諏訪1丁目から諏訪5丁目まで、大字高曽根、大字徳力、仲町1丁目及び仲町2丁目、大字長宮、並木1丁目及び並木2丁目、大字新方須賀、	岩槻区	大字相野原、愛宕町、大字飯塚、大字岩槻、大字上野、上野1丁目から上野6丁目まで、大字浮谷、大字裏慈恩寺、大字大口、大字太田、太田1丁目から太田3丁目まで、大字大戸、大字大野島、大字大森、大字大谷、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字表慈恩寺、大字釣上、大字釣上新田、大字加倉、加倉1丁目から加倉5丁目まで、大字掛、大字柏崎、大字金重、大字鹿室、上里1丁目及び上里2丁目、大字黒谷、大字古ヶ場、古ヶ場1丁目及び古ヶ場2丁目、大字小溝、大字笹久保、大字笹久保新田、大字慈恩寺、城南1丁目から城南5丁目まで、城町1丁目及び城町2丁目、大字真福寺、大字末田、諏訪1丁目から諏訪5丁目まで、大字高曽根、大字徳力、仲町1丁目及び仲町2丁目、大字長宮、並木1丁目及び並木2丁目、大字新方須賀、

西原、西原台 1 丁目及び西原台 2 丁目、西町 1 丁目から西町 5 丁目まで、大字野孫、原町、東岩槻 1 丁目から東岩槻 6 丁目まで、東町 1 丁目及び東町 2 丁目、日の出町、府内 1 丁目から府内 4 丁目まで、大字平林寺、大字本宿、本町 1 丁目から本町 6 丁目まで、本丸 1 丁目から本丸 4 丁目まで、大字馬込、大字増長、大字南下新井、大字南辻、大字南平野、南平野 1 丁目から南平野 5 丁目まで、大字箕輪、宮町 1 丁目及び宮町 2 丁目、美幸町、大字村国、大字谷下並びに大字横根

西原、西原台 1 丁目及び西原台 2 丁目、西町 1 丁目から西町 5 丁目まで、大字野孫、原町、東岩槻 1 丁目から東岩槻 6 丁目まで、東町 1 丁目及び東町 2 丁目、日の出町、府内 1 丁目から府内 4 丁目まで、大字平林寺、大字本宿、本町 1 丁目から本町 6 丁目まで、本丸 1 丁目から本丸 4 丁目まで、大字馬込、大字増長、大字南下新井、大字南辻、大字南平野、大字箕輪、宮町 1 丁目及び宮町 2 丁目、美幸町、大字村国、大字谷下並びに大字横根

附 則

この条例は、公布の日から施行する。